

建設業労働災害防止規程の解説
(令和 8 年変更箇所)

建設業労働災害防止協会

まえがき

建設業労働災害防止規程（以下「規程」という。）については、令和 8 年 7 月 16 日付けで厚生労働大臣の変更認可を受けて変更されたところです。

今般の変更は、基本的には労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号 令和 7 年 5 月公布）が順次施行される中で、規程に定める事項が法令に定める事項と齟齬が生じないように措置するために行ったものです。

なお、前回の規程の変更（令和 5 年 9 月 12 日）以降に施行された厚生労働省令の改正についても、例えば熱中症の防止に係る安全衛生規則の改正等を受けて、これを規程に反映すべく変更を行ったところです（今般、規程第 75 条については、規程条文を変更していませんが、今後は規程条文に基づき従前義務が課せられていなかった個人事業者である会員も、作業従事役員等が労働者と同一の場所で作業を行う場合は定期自主検査等を実施し、記録しなければならなくなることに留意してください。）。

本解説は、今般の規程の変更について、新たに規程に加えられた条文及び変更された条文を抜粋して説明するものです。

変更に伴い章立てを一部変更したので、新しい目次についても掲載しました。

目次及び各条文について、変更のあった部分には下線を引いています。

今後の規程に基づく安全衛生指導に活用の参考としていただければと思います。

なお、規程の適用は、従前どおり、変更の認可があってから 90 日後の令和 8 年 10 月 14 日となりますが、一部条文については安衛法令の施行日に合わせる形で令和 9 年 4 月 1 日となるので留意願います。

また、今般の安全衛生法令改正に係る内容については、以下の厚生労働省労働基準局長通達も参考にしてください。

令和 8 年 10 月

建設業労働災害防止協会

安衛法改正（全般）

令和 7 年 5 月 14 日付け基発 0514 第 1 号

安衛法改正（個人事業者関係）

令和 8 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 1 号

令和 8 年 5 月 26 日付け基発 0526 第 1 号

安衛法改正（高年齢者の労働災害防止のための指針関係）

令和 8 年 2 月 10 日付け基発 0210 第 1 号

安衛則改正（熱中症防止関係）

令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号

目次

第1章 総則

(第1条－第3条)

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制 (第4条－[第5条の2](#))

第2節 自主的な安全衛生活動への取組 (第6条)

第3節 安全衛生教育 (第7条－第8条)

[第4節 安全な機械等の使用 \(第8条の2\)](#)

[第5節 快適な職場環境の形成 \(第9条\)](#)

第3章 墜落による危険の防止

第4章 電気による危険の防止

第5章 地山の崩壊等による危険の防止

第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止

第7章 木材加工用機械による危険の防止

第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止

第9章 その他の災害防止対策

第1節 通則 (第139条)

第2節 交通労働災害防止対策 (第140条－第143条)

第3節 土石流対策 (第144条－第148条)

第4節 爆発・火災対策 (第149条－第150条)

第5節 緊急時の対応 (第150条の2－第150条の4)

[第6節 高年齢者の災害防止対策 \(第150条の5\)](#)

第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止

第1節 通則 (第151条)

第2節 石綿による健康障害の防止 (第152条－第161条)

第3節 粉じんによる健康障害の防止 (第162条－第165条)

第4節 化学物質による健康障害の防止 (第166条－第170条)

第5節 酸素欠乏等の危険の防止 (第171条－第174条)

第6節 振動による健康障害の防止 (第175条)

[第7節 熱中症の防止 \(第176条\)](#)

[第8節 その他の健康障害の防止 \(第177条－第178条\)](#)

第11章 健康の保持増進等

第12章 [事務所等における火災等の防止\(第184条－第184条の2\)](#)

(第184条－[第184条の2](#))

第13章 実施を確保するための措置

附則

参考 建災防統一安全標識

建設業労働災害防止規程の解説記載全般にわたって使用又は省略する用語の意味 ほか

(注) この用語の意味には、建設業労働災害防止規程の本文に使用した用語の意味を含む。

建設業労働災害防止規程上の固有の名称

- ① 「防止規程」とは、「建設業労働災害防止規程」のことをいう。
- ② 「建災防」、「協会」とは、建設業労働災害防止協会のことをいう。
- ③ 「会員」とは、建設業労働災害防止協会の会員のことをいう。
- ④ 「労働者」とは、会員に使用される者のことをいう。労働安全衛生法上の労働者と同じ。
- ⑤ 「作業員」とは、会員に使用される者と工事においてその会員の傘下となる者のことをいう。
- ⑥ 「自主基準」とは、労働安全衛生関係法令の定めがない建設業労働災害防止規程における独自の規定のことをいう。

労働安全衛生関係法令の名称

- ① 「法令」、「安衛法令」又は「労働安全衛生関係法令」は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、クレーン安全規則 その他の労働安全衛生法に関わる規則、規程、告示、公示などのことをいう。
- ② 「法令等」、「安衛法令等」、「労働安全衛生関係法令等」は、上記のほか、行政通達、行政通達上指針・ガイドラインなども含めたことをいう。
- ③ 「安衛法」は、労働安全衛生法をいう。
- ④ 「安衛法施行令」は、労働安全衛生法施行令をいう。
- ⑤ 「安衛則」は、労働安全衛生規則をいう。
- ⑥ 「クレーン則」は、クレーン等安全規則をいう。
- ⑦ 「団体法」は、労働災害防止団体法をいう。

留意点

- ① 解説編にある条文のアンダーラインを付した箇所は、令和 8 年 7 月 16 日の変更認可において条文が変更になった箇所である。
- ② 表でまとめた安衛法令は、防止規程の規定と関係の深い安衛法令等の条文等を掲載している。
- ③ 表でまとめた主要な参考図書・リーフレットは、防止規程の規定と関係があるものを掲載している。

また、その図書・リーフレットは、現在建災防で頒布している図書、リーフレットであるが、これらは本書を作成し、頒布を開始する時点の建設業の安全衛生管理活動状況下で取りまとめられたものである。

※安全帯

(注) 本書では、法令用語の「墜落制止用 器具」について、建設現場における合図、指差し呼称等の安全活動で定着している「安全帯」と表記しています。

(設定	昭和 41 年	6 月 3 日	適用	昭和 41 年	9 月 1 日	)
(変更	昭和 42 年	7 月 3 日	適用	昭和 42 年	10 月 1 日	)
(変更	昭和 43 年	8 月 3 日	適用	昭和 43 年	11 月 1 日	)
(変更	昭和 44 年	8 月 3 日	適用	昭和 44 年	11 月 1 日	)
(変更	昭和 46 年	8 月 3 日	適用	昭和 46 年	11 月 1 日	)
(変更	昭和 48 年	12 月 1 日	適用	昭和 49 年	3 月 1 日	)
(変更	平成 20 年	1 月 4 日	適用	平成 20 年	4 月 3 日	)
(変更	平成 25 年	8 月 1 日	適用	平成 25 年	10 月 30 日	)
(変更	令和 元年	11 月 5 日	適用	令和 2 年	2 月 3 日	)
(変更	令和 5 年	9 月 12 日	適用	令和 5 年	12 月 11 日	)
<u>(変更</u>	<u>令和 8 年</u>	<u>7 月 16 日</u>	<u>適用</u>	<u>令和 8 年</u>	<u>10 月 14 日</u>	<u>)</u>

附則（設定 昭和 41 年 6 月 3 日）

1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。ただし、第 28 条及び第 29 条第 1 号及び第 2 号の規定は、その認可のあった日から適用する。

附則（変更 昭和 42 年 7 月 3 日）

1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 昭和 43 年 8 月 3 日）

1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 昭和 44 年 8 月 3 日）

1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 昭和 46 年 8 月 3 日）

1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 昭和 48 年 12 月 1 日）

1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 平成 20 年 1 月 4 日）

1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 平成 25 年 8 月 1 日）

1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 令和元年 11 月 5 日）

1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

附則（変更 令和 5 年 9 月 12 日）

1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する

附則（変更 令和 8 年 7 月 16 日）

1 この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可があった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。

2 第 5 条の 2、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 2 の変更は、前項の規定にかかわらず、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。

(順守義務)

第2条 会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。

2 会員は、法令の定めるところにより、事業者等の責務を果たすとともに、会員がこの規程に基づき労働者に講ずる措置に応じて、必要な事項を順守させなければならない。

解説

第2条は、会員及び協会は、法令及び前条に基づいて定められた建設業の労働災害防止に関する、建設業労働災害防止規程を順守することを定めている。

第2項は、例えば安衛法令に定める事業者等の責務を自ら果たすことはもちろん、会員の傘下の労働者がこの規程に基づき講ずべき措置に関し、労働者にこれら事項を確実に順守させることを規定したものである。

ここでいう、会員及び協会が順守する法令とは、基本的に「労働安全衛生関係法令」を指す。

表修正なし

(二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制)

第5条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の作業従事者（以下「作業者」という。）及び関係請負人の作業者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。

解説

第5条は、前段において、安衛法令に規定される混在作業現場主体の安全衛生管理体制を適正に整備することを定めている。

なお、混在作業を行う作業の主体は、元方事業者の労働者、関係請負人の労働者のみならず、個人事業者等（安衛法令が規定する「作業従事者」をいう。）を含むものであり、本条にこれらの作業者が混在して作業することにより生ずるおそれのある労働災害を防止するために会員に課されるものである。

ここでいう作業者は、今般法令により新たに定義された「作業従事者」に等しく、従前より会員に使用される者と工事においてその会員の傘下となる請負事業者を使用される者のことをいう。

混在作業現場においては、安衛法令の規定に応じ、元方事業者は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者を選任し、現場における労働災害を防止するための職務を遂行させることが必要になる。

トンネル工事、圧気工事現場では、規模に応じ、ずい道等救護技術管理者を選任し、その職務を遂行させることも必要になるので留意が必要です。

また、元方事業者が統括安全衛生責任者を選任する場合は、関係請負人は、安全衛生責任者を選任し、安衛則に定める統括安全衛生責任者との連絡、そして、この連絡を受けた事項の関係者への連絡などの職務を遂行させることが必要である。

なお、元請・関係請負人が混在する作業現場（事業場）においては、労働災害防止協議会を設置し、月1回以上同協議会を開催する。これらの責任者・管理者が一堂に会して、工事における労働災害防止のための協議をすることが必要である。

建設業労働災害防止規程第4条、第5条に関しては、「建設業における総合的労働災害防止 対策の推進について（平19.3.22基発第0322002号）」「元方事業者による建設現場安全管理指針について（平7.4.21基発第267号）」において、その適正な実施のために様々な措置事項が定められているので、これらに留意して、現場における安全衛生管理をすることが必要である。

<参考>

個人事業者に係る部分について

令和8年3月30日付け基発0330第1号

図・表修正なし

(混在作業による労働災害の防止)

第5条の2 作業を行う場所を管理する事業者（以下「作業場所管理事業者」という。）及びその請負人である会員は、法令の定めによるところにより、作業場所管理事業者の作業員及びその請負人の作業員の作業が、作業場所管理者の管理する一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整に関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 会員は、作業場所管理事業者がいない一の場所において、その作業員及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者の作業員が作業を行う場合は、法令の定めるところにより、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。

解説

第5条の2は、安衛法令に規定された作業場所管理事業者がその責務を果たすことを規定したものである（令和9年4月1日より適用）。

第5条に規定された同混在作業において、同一の場所における安衛法令に基づく統括安全衛生管理体制に組み込まれず他の事業を行う事業者、例えば、会員が行う建設現場に資材を搬入した運送事業者が、現場で元方事業者及び関係請負人の作業員と作業を行う場合に、第5条が適用されないこととなるが、建設事業に係る作業員と近接し、又は輻輳して作業がなされることにより生ずるおそれのある労働災害を防止するために、その一の場所を管理する作業場所管理事業者（通常は、元方事業者になるものと考えられる。）が、第5条に基づく措置とは別に実施すべき措置を定めたものである。

この場合、統括安全衛生管理体制に組み込まれない事業者、例えば運送事業者は、作業場所管理事業者（通常は、元方事業者）と請負関係で接続されていることが必要である。そして、作業場所管理事業者は、混在して作業が行われることにより生ずる可能性のある労働災害を防止するため、関係事業者（関係請負人、運送事業者、警備事業者等）と作業の内容、危険、有害な作業の存在等の情報について相互に連絡を取り合うとともに、労働災害を防止するために必要な調整を図る等の措置を講ずることが必要である。

連絡及び調整の方法は、会議、書面、電子的手段等によって行うことにより、その内容が確実に伝達され、実際の作業に反映されることが重要であり、定常的な作業においてあらかじめ作業のルールを定め、それを周知すること、非定常作業において危険個所に誘導員を配置することなども含まれる。

〈参考〉

令和8年5月26日付け基発0526第1号

第3節 安全衛生教育

(雇入れ時の教育等)

第7条 会員は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生教育を行わなければならない。

- (1)雇入れ時の教育
- (2)作業内容変更時の教育
- (3)危険又は有害な業務に就く者への特別教育
- (4)職長・安全衛生責任者教育

2 会員である作業者は前項第3号の教育を受けなければならない。

解説

第7条は、安衛法令等の定めにより、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育、危険又は有害な業務に就く者への特別教育、職長・安全衛生責任者教育を実施することを定めている (第2項は、令和9年4月1日以降適用)。

なお、第2項は個人事業者である会員に対する規定であり、個人事業者が危険又は有害な業務に就く場合、自ら特別教育を受ける必要があることを定めている。

また、特別教育に準ずる教育として、チェーンソー以外の振動工具取扱い業務作業者教育、有機溶剤業務作業者教育、携帯用丸のこ盤使用作業従事者教育などがあるので、会員の業務実態に合わせ、これらについても実施していくことが必要である。

イラスト・表・「用語の意味」等修正なし

(その他の自主的な教育)

第8条 会員は、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- (1) 危険予知活動に関する研修
- (2) リスクアセスメントに関する研修
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修
- (4) 安全衛生管理業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）
- (7) 新規入場者教育
- (8) 送り出し教育

2 作業従事役員等である会員は、前項各号に掲げる教育及び研修を受けるように努めなければならない。

解説

第8条第1項は、会員は(1)～(8)の教育又は研修を労働者に対して行うよう努めること又は建災防等が行う同教育又は研修を受ける機会を与えるよう努めることを定めている。

第2項は、作業従事役員（安衛法令で定める規模の中小規模事業場※の事業者又は個人事業者）である会員は自ら第1項に定める教育又は研修を受けるよう努める必要があることを規定したものである（令和9年4月1日以降適用）。

本条の自主的な教育は、安全性の感性を育んだ人材を会員企業内に配置することであり、会員はこれら自主的教育の実施に一層積極的に取り組んでいくことが必要である。

- (1) 危険予知活動（KYK）（危険予知訓練（KYK）を含む）に関する研修
- (2) リスクアセスメントに関する研修
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修（コスモスに関する研修を意味する）
- (4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）
- (7) 新規入場者教育
- (8) 送り出し教育

なお、建設従事者教育は、危険への感受性を強化するための危険を安全に体感させる内容を含め、建設労働者を対象に実施する教育である。建設従事者教育は、参加、体験、実践型の教育であり、作業者一人ひとりの危険への感受性を高めるという点で、事業場の安全衛生水準の向上に結びつくため、重要で、かつ、効果がある。

また、新規入場者は就労7日以内に現場で労働災害にあう被災率が50%程度と高い。このことから、時間的制約の中で実施する新規入場者教育の一層の有効性を確保する意味で、送り出し教育を実施することが必要である。

送り出し教育は、建設現場に就労する作業員に対し、安全意識の高揚、不安全行動の抑止のため、現

場に入場する前（前日まで）に、その会社の会議室や宿舎等で、事業者あるいは工事担当管理者が現場の安全ルールや、作業手順、安全施工管理体制などについて行う教育である。

図・表修正なし

※ 安衛法令で定める規程の中小規模事業場：労働安全衛生規則第 24 条の 17 が引用する労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 16 において定める常時 300 人以下の労働者を使用する事業場

第4節 安全な機械等の使用

(安全な機械等の使用)

第8条の2 会員は、法令で定めるところにより、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しない機械等を労働者に使用させてはならない。

2 作業従事役員等である会員は、法令の定めるところにより、機械等を使用して、労働者との同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の規格又は安全装置を具備しない機械等を使用してはならない。

解説

第8条の2は、安衛法令に定める特定機械等以外の一定の機械等について、会員は厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備していないものを労働者に使用させてはならないことを規定したものである（令和9年4月1日より適用）。

第2項は、作業従事役員等である会員が、自ら第1項に定める機械等を持ち込んで使用して、労働者との同一の場所で仕事の作業を行う場合は、同様の規格又は安全装置を具備したものでなければ使用してはならないことを規定したものである。

なお、貸与を受けて使用する場合は、当該機械等が構造規格又は安全装置を具備していることを確認することが必要である。

特定機械等以外の機械等は、安衛施行令第13条に規定する機械等であるが、建設工事において使用されるものは主に次のとおりである。

- ① 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い
- ② 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置
- ③ 活線作業用装置
- ④ 活線作業用器具
- ⑤ 絶縁用防護具
- ⑥ 動力により不特定の場所に自走することができる建設機械、荷役運搬機械等（ブル・ドーザー等の整地・運搬・積込み用機械、パワー・ショベル等の掘削用機械、くい打機等の基礎工事用機械、ローラー等の締固め用機械、コンクリートポンプ車等のコンクリート打設用機械、ブレイカ等の解体用機械）、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、不整地運搬車、作業床の高さが2m以上の高所作業車
- ⑦ 型枠支保工用のパイプサポート、わく組み足場用の部材、布板一側足場用の布板及びその支持金具、移動式足場の建わく及び脚輪、壁つなぎ用金具、継手金具、緊結金具、ベース金具、つり足場用のつりチェーン、合板足場板
- ⑧ つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満のクレーン、移動式クレーン
- ⑨ つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のデリック
- ⑩ 積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター
- ⑪ ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト
- ⑫ 積載荷重が0.25トン以上の簡易リフト
- ⑬ 墜落制止用器具

第 5 節 快適な職場環境の形成

(機械等の貸与に関する会員の義務)

第 65 条の 2 会員は、機械等（車両系建設機械、高所作業車、クレーン又は移動式クレーン等を用いる。以下この条において同じ。）の貸与を受け、これを用いて労働者以外の者に作業させるときは、法令の定めるところにより、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

解説

第 65 条の 2 は、前条においては、第 6 章の規定が車両系建設機械、高所作業車、クレーン又は移動式クレーンを用いた作業及び玉掛け作業を行うことにより発生する作業者の危険の防止を目的としていることを示しているが、当該機械等の貸与を受けて労働者以外の者に作業させる場合においても、同様に当該機械等の操作により発生する労働災害を防止するための措置を講ずる必要があることを規定したものである。

なお、労働者以外の者には、作業従事役員等個人事業者が含まれる。

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第 150 条の 5 会員は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和 8 年 2 月 10 日）に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、健康や体力の状況の把握、作業の管理などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

解説

第 150 条の 5 は、会員が「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高年齢者の労働災害の防止を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定したものである。

当該指針には、必要な措置としておおむね次の事項が定められている（括弧内は通達記載事項）。

① 安全衛生管理体制の確立等

経営トップが自ら安全衛生方針を表明し、労働者の意見を聞く機会を確保するほか、リスクアセスメントを実施、優先順位の高いものから取り組む事項を決めること（危険源の洗い出しの際には、厚生労働省のホームページの労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集等を参考とする。）。

② 職場環境の改善

複数の作業を同時進行させるような負担を避け、暑熱作業には涼しい休憩場所を確保し、意識的な水分補給を推奨し、体調不良時には速やかに申し出るよう指導すること、また、腰部に過度の負担がかかる作業方法については、重量物取扱作業の改善を図るためのリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。

③ 高年齢者の健康や体力の状況の把握

高年齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと（体力チェックの方法として、「転倒等リスク評価セルフチェック票」などを参考とする。）。

④ 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

高年齢者の状況に応じて業務を提供するとともに、組織的に心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

⑤ 安全衛生教育

高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するための周知が重要であること。

⑥ 労働者と協力して取り組む事項

労使の協力の下で取り組みを進めることが必要である（ヒヤリ・ハット事例を活用する場合には、厚生労働省のホームページのヒヤリ・ハット事例集等も参考とする。）。

〈参考〉

厚生労働省労働基準局長通達（令和 8 年 2 月 10 日付け基発 0210 第 1 号）

高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号（令和 8 年 2 月 10 日）

(事前調査)

- 第 152 条 会員は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は回収（封じ込み又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他のものをいう。）以下同じ。）による作業者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は鋼製の船舶（以下「建築物等」という。）について、石綿等の使用有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3 年間保存しなければならない。
- 2 会員は、前項の調査を行うに当たり、一般建築物石綿含有建材調査者等法令に定める資格を有する者をあてること。
- 3 会員は、第 1 項の調査において、当該建築物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録し、写しを作業場に備え付けるとともに、3 年間保存しておかなければならない。ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、この限りでない。
- 4 会員は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示するとともに、事前調査による記録の写しを備え付けなければならない。
- (1) 調査終了日
- (2) 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための資料を採取した場所を含む。）、及び材料ごとの石綿等の使用の有無の概要
- 5 会員は、次のいずれかの工事を行うときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項による報告を行う者の使用に係る電子計算機との電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- (1) 建築物の解体（当該工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上であるものに限る。）
- (2) 建築物の改修工事（当該工事の請負代金が 100 万円以上であるものに限る。）
- (3) 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるものに限る。）

解説

第 152 条は、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第 3 条を踏まえた定めである。なお、「建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等に基づくおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針工事第 21 号）」についても留意すること。

第 1 項は、石綿等による作業者の健康障害を防止するため、建築物、工作物又は鋼製の船舶（建築物等）解体又は改修の作業を行う場合は、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3 年間保存しなければならないことを規定したものである。

第 2 項は、調査は法令に定める資格を有する者が行うことを定めており、法令に基づき厚生労働大臣が定める一般建築物石綿含有建材調査者（「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」による講習を受

講した者）等に行わせることになる（石綿予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）参照）。

●建築物の事前調査 一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

●一戸建て住宅等の事前調査 上記の者に加え、登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

なお、法令では、事前調査及び次項の分析調査を行った場合は、事業者の名称、作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日、着工日等、事前調査を行った建築物等の構造、事前調査を行った部分及びその材料ごとの石綿等の使用の有無、事前調査の方法、調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣の定める資格を有することを証する書類の写し等を記録し、作業場にその写しを備え付けるとともに、3年間保存することを求めている。

第3項は、第1項の調査において、建築物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、石綿等の使用の有無を分析により調査（分析調査）しなければならないことを定めている。

分析調査は必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者、例えば公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者等に行わせることになる（石綿予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号）参照）。なお、第3項のただし書きにおいて、石綿等が吹き付けられていないことが明らかな場合で、法令に定める措置を講ずる場合には、分析調査の必要はないことを定めている。

第4項は、調査終了日、事前調査を行った部分及び当該部分の材料ごとの石綿等の使用の有無、石綿等が使用されていないと判断した材料があったときはその判断の根拠を作業場の見やすい箇所に掲示することを定めている。

第5項は、(1)から(3)の工事を行う場合には、厚生労働省の「石綿事前調査結果報告システム」を使用して所定の事項を所轄労働基準監督署長及び自治体への報告が必要であることを定めている。

表・「用語の意味」等の修正なし

(石綿等の湿潤化等)

第 156 条 会員は、次の各号に掲げる作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。

- (1) 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- (2) 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- (3) 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- (4) 発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
- (5) 粉状の石綿等を混合する作業

2 会員は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるための密閉できるふたのある容器、又はプラスチック袋を備えなければならない。

3 会員は、第 1 項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。

解説

第 156 条は、石綿則第 13 条と同等の定めである。

第 1 項は、屋内、屋外を問わず、(1) から (5) の作業については、石綿等を湿潤な状態にして、これらの作業をすることを定めている。

湿潤化には、飛散防止剤、抑制剤等を使用することのほか、固化材を吹き付けること等により石綿等の飛散を防止することも含まれる。

また、石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合とは、①石綿等の有用性が著しく損なわれる場合、②掃除の作業において床の状態等によって、湿潤化により掃除をすることが困難になる場合、③吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって、石綿等の粉じんが飛散するおそれのある場合がある。

このような状況下においては、除じん性能を有する電動工具の使用等、粉じんの発散を防止する措置を講ずること。

第 2 項は、石綿等の切断等の作業を行う場所には、石綿等の切りくず等を放置することにより、石綿等粉じんが発散することを防止するため、石綿等の切りくずを入れるふたのある容器又はプラスチック袋（厚さ 0.15 mm 以上で二重とする）を備えなければならないことを規定したものである。

第 3 項は、第 1 項の (1) から (5) の作業の一部を会員が請負人に行わせる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具等の使用等、粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知しなければならないことを規定したものである。

図・表・用語の意味・イラストに修正なし。

第7節 熱中症の防止

(熱中症の防止)

- 第176条 会員は、熱中症を防止するため、法令の定めるところにより、熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業等が報告するための体制を整備し、また、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業者に周知する等の措置を講じなければならない。
- 2 会員は、前項のほか「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の順守の徹底に努めなければならない。

解説

第176条は、安衛則第612条の2及び厚労省の「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(令和8年3月18日発表)を踏まえて規定したものである。

第1項は、熱中症を生ずる恐れのある作業を行うときは、作業に従事する者が熱中症を疑われる状態になった場合に作業従事者自身又は発症者が事業者に報告する体制を整備することを規定している。熱中症の症状を悪化させないためには、迅速に事態を把握し、緊急搬送等を行う必要があり、あらかじめ緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等を関係作業者に周知する等体制を整備する必要がある。

作業に従事する者は、労働者と同一の場所において作業に従事する労働者以外の者を含み、混在作業で同一の場所で複数の事業者が作業を行う場合は、元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずることに留意が必要である。

周知の方法は、見やすい箇所への掲示、メールの送付、朝礼における伝達等口頭によるものなど様々な形が考えられるが、確実に伝えることを担保するため、複数の手段を用いて周知することが望ましい。

また、熱中症が疑われる状態になった作業者を作業から離脱させ、身体を冷却し、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることが重要であり、あらかじめその内容、実施に関する手順を明確にし、関係作業者に周知する必要がある。

熱中症が疑われる者を認知した場合は、これを放置し、措置を躊躇して先送りすることなく、医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことが望ましく、医療機関の連絡先なども含めて手順を定めることが重要であることにも留意が必要である。

また、熱中症は時間が経ってから症状が悪化することもあるため、回復の判断は慎重に行うことが重要であり、体調急変時の連絡体制等事業場の実態を踏まえて、あらかじめ定めておくことも重要である。

第2項は、厚労省が策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を順守するよう努めることを定めたものである。

当該ガイドラインには、おおむね次の事項が規定されている。

1 熱中症リスクの評価及び検討

次の暑熱に関する要因等を特定、把握し、リスク低減のための措置を検討すること。

- ① 高温・多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服、保護具の着用、身体作業負

荷の大きい作業

② 暑さ指数（WBGT 値）の把握

2 熱中症リスクに応じた措置

① 労働衛生管理体制の確立等

(ア) 熱中症防止に係る責任体制の確立

(イ) 作業手順、作業計画の策定

(ウ) 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

② 作業環境管理

(ア) 暑さ指数（WBGT 値）の低減

(イ) 休憩場所の整備等

③ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(イ) 暑熱順化の実施

(ウ) あらかじめ深部体温を下げるプレクーリングの実施

(エ) 水分及び塩分の摂取

(オ) 服装による身体冷却の実施

(カ) 作業中の巡視

④ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応

(イ) 日常の健康管理等

(ウ) 健康状態及び暑熱順化の状況の確認

⑤ 労働教育を実施すること

(ア) 熱中症予防管理者労働衛生教育

(イ) 職長等現場で作業従事者を指揮する者向け教育

(ウ) 作業従事者向け教育

⑥ 異常時の措置

〈参考〉

厚生労働省労働基準局長通達（令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号）

令和 8 年 3 月 18 日厚生労働省公表「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

第 12 章 事務所等における火災等の防止

(事務所の貸与者の講ずべき措置)

第 184 条 事務所を他の事業を行う者に貸与する会員は、法令で定めるところにより、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

解説

第 184 条は、会員が事務所を請負事業者等に貸与する場合、貸与を受けた者が、事業を行うに際して当該事務所の入る建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講ずる必要があることを規定したものである。

なお、建築物の全部を一つの事業者若しくは個人事業者に貸与するとき又は二以上の個人事業者のみに貸与するときはこの限りではないとされている。

必要な措置としては、事務所に入る労働者の数に応じた便所、避難用の出入口の設置、火災の発生等非常事態が発生した時に用いる警報を統一的に定め、これらについて貸与を受けた事業者に周知することなどがある。

(建設業附属寄宿舍における火災の防止)

第 184 条の 2 会員は、建設業附属寄宿舍を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検整備及び火器管理を徹底するほか、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」(平成 6 年 9 月 28 日付け基発第 596 号)の順守に努めなければならない。

解説

第 184 条の 2 は、「建設業附属寄宿舍規程(改正平 10.12.28 労働省令第 45 号)」の定めに基づき、かつ「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドラインについて(平 6.9.28 基発第 596 号)」の順守に努めることを定めたものである。

同寄宿舍の管理にあたって使用者は、管理についての権限を有する寄宿舍管理者を定め、寄宿舍の出入り口にその氏名又は名称を掲示しなければならない。寄宿舍管理者は、1 ヶ月以内ごとに 1 回、寄宿舍の巡視をし、巡視結果に基づき、この規程等に照らし、必要な修繕、改善すべき箇所を使用者に連絡しなければならない。

なお、寄宿舍は、その寄宿舍の使用を開始したとき、その後 6 ヶ月以内毎ごとに 1 回、避難及び消火の訓練を行うことが必要である。

イラスト・表修正なし